

令	7	.	5	.	1	5
総	5		-			3

意見書

令和7年5月15日（木）

特別委員 佐藤主光

（基礎控除の見直しについて）

- 基礎控除を物価に連動させることについては慎重な検討が必要と考えます。仮に物価の「上昇」と合わせて基礎控除を引き上げる（減税する）ならば、物価が「下落」したときには控除を減額（増税）しなければ、対称性に欠けます。しかし、（年金給付のマクロスライドがそうだったように）政治的にデフレ（景気後退）時に基礎控除を減らして増税することには抵抗が強いだけでなく、景気対策の観点からも望ましくありません。仮にインフレ時に基礎控除を引き上げるのであれば、デフレ時の対応についても検討しておくべきです。
- 所得税には景気の安定化（ビルトインスタビライザー）機能があります。景気が過熱したときは（累進的）所得税額が増えて、可処分所得を抑える役割を指します。景気後退時は（所得税額が減って）可処分所得の底支えになります。基礎控除を物価連動させるとこの機能が低下することになります。よって仮に物価連動させるとしても短期的な景気の動向ではなく、向こう3年～5年の物価のトレンドを反映させるようにするべきです。具体的には基礎控除の見直しは例えば3年に一回として中長期的な物価の変化に応じるようにします。
- 所得控除、公的年金等控除、及び基礎控除以外の人的控除（配偶者控除）については現行の水準の妥当性を鑑みて、物価への連動を検討するべきです。現行の控除額が実態よりも「過大」と判断されるならば、物価に連動させずにインフレに応じてその「実質」水準を調整するようにします。

（今後の所得税について）

- 向こう5年間（2030年）を見据えた抜本的な個人所得課税の見直しを行うべきです。その一つが所得控除の「税額控除化」です。そもそも「103万円の壁」を是正するよう基礎控除等を引き上げると限界税率の高い高所得層の減税額が大きくなってしまうのは基礎控除が所得控除になっているからです。これを避けるため基礎控除に所得制限を設けることは（最低限の生活保障という）基礎控除の趣旨に反する上、恣意的であり所得税制を複雑化にします。また給与所得控除の最低額のみを上げて、高所得層の減税額を抑えたことについても同控除はフリーランス（雇用的自営）に及ばないことから多様化する雇用に対する所得税の中立性に反します。本来、税額控除化していれば、これらの問題は避けられたはずですが。所得再分配機能の強化の観点からも改めて税額控除化を議論するべきです。なお、税額控除額に中長期的な物価の変化を連動させます。
- 仮にライフコースに中立的であるならば、退職金や譲渡益など「一時的」な所得につい

ては控除額や軽減税率などでアドホックに対応するのではなく、生涯所得ベースでの課税に資するよう「平準化課税」を行うことが望ましいと考えます。例えば退職時に2千万円の所得が生じたとき、現行では急激な累進課税を避けるよう課税ベースを圧縮して対応しています。この圧縮に使う控除額が勤労年数に応じるため、働き方に中立的でないという批判も起きる構造になっています。であれば2千万円の退職金に対して一回課税するのではなく、例えば、これを向こう10年間に平準化して200万円(=2千万円÷10年)ずつ累進課税するのが一案です。譲渡益についても同様の措置をすれば、いわゆる「一億円の壁」への対応にもつながります。所得税の平準化はシャウブ勧告においても提言されていましたが、当時の税務技術では困難とされて実現に至りませんでした。しかし、過去の所得情報をデジタル化して保管できるようになった現在であれば平準化は「非現実的」ではありません。技術の進歩に応じて税制も見直されるべきです。

- 勤労世代の資産形成を支援する観点から所得税の「支出税化」を進めるのも選択肢です。具体的には非課税貯蓄枠を拡充して、貯蓄額は課税所得から控除できるようにします。他方、貯蓄の取り崩しや収益は課税対象にすることでEETを徹底させます。課税ベースは所得マイナス貯蓄＝消費（支出）額となりますから、支出税は実質的には消費税に相当します。ただし、支出税は直接税なので累進課税ができることが間接税＝消費税との違いになります。iDeCoなど私的年金に限らず、「登録口座」＝非課税貯蓄を設けて一定の上限額までは登録口座への拠出（貯蓄）は控除可能（非課税）とします。登録口座が複数あるならば上限は「共通枠」として設定すればよいかと。ただし、課税貯蓄には年齢制限（例：65歳以下など）を設けます。
- 最後に所得税だけではなく、個人住民税や社会保険料と「一体的」な議論が必須かと。具体的には所得税の所得控除は税額控除化、住民税は現年課税化の上、オランダ同様、所得税、住民税、社会保険料の課税ベースを統一します。社会保険料は（一定額の控除の後）所得比例的な課税となります。所得税額から差し引ききれない税額控除については社会保険料からの控除を認めます。実質的には「給付付き税額控除」と同様の仕組みになります。

以 上